

チーム千葉ボランティアネットワーク事務局規約

(名称)

第1条 この事務局は、チーム千葉ボランティアネットワーク事務局（以下「事務局」という。）と称する。

(事務所)

第2条 事務局の事務所は、チーム千葉ボランティアネットワーク運営業務委託受注者が指定する場所に置く。

(目的)

第3条 千葉市のボランティア活動のハブ機能として、幅広い分野において、市民のボランティア活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 事務局は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) チーム千葉ボランティアネットワークの運営
- (2) ウェブサイトの管理・運営・保守
- (3) ボランティア募集情報や研修情報、お知らせ等の収集及び発信
- (4) 市民のボランティア活動の支援及び育成等をする取組み
- (5) ボランティア活動分野の拡大
- (6) 情報発信元の開拓
- (7) メンバー登録の促進
- (8) 問い合わせ対応
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 事務局長1人、事務員を2人以上置く。

(職務)

第6条 事務局長は、事務局を統括する。

2 事務員は、事務局長を補佐する。

3 事務員は、事務局長が不在のとき、職務の代理を行うことができる。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) ボランティア募集情報や研修情報、お知らせ等の発信
- (2) 情報発信元の開拓
- (3) メンバー登録

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(情報発信元)

第7条 以下の全ての項目にあてはまる場合、情報発信元として登録することができる。

- (1) 千葉県暴力団排除条例に基づく排除対象に該当していないこと。
- (2) 反社会的勢力からの出資等の資金提供を受ける等していないこと。
- (3) 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する、風俗営業または性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対していないこと。
- (6) 未成年者の場合、親権者など保護者の同意があること。

(情報発信)

第8条 以下の全ての項目にあてはまる場合、情報発信することができる。

- (1) 宗教活動ではないこと。
- (2) 特定の個人や団体の利益につながるものではないこと。
- (3) 参加者に大きな危険や責任を伴うものではないこと。
- (4) 活動がアルバイト等の報酬を得るものと同等でなく、同一のイベント等の中で公平であること。
- (5) イベント等において、団体の構成員や会員のみを集まりでないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。
- (7) その他、事務局が不相当と認めていないこと。

(事業及び会計)

第10条 事務局の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(変更)

第11条 この規約は、千葉市と協議し変更することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、千葉市と協議し、決定する。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。